

「宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載」に係る質問への回答

(宮城県 総務部 広報課)

質問		質問への回答
1	<p>広告掲載申込について</p> <p>納税証明書など、広告主が県庁に提出する書類はありますか。</p>	<p>広告主が県に提出する公的証明書等の書類はありません。ただし、「宮城県広告事業実施要項」第3第2項に基づき、広告主の企業情報や法令遵守の状況等を確認するため、提出を求めることがあります。</p>
2	<p>広告枠の大きさについて</p> <p>1枠あたりの基本サイズ(124×89または60×180)を連結は可能と記載がありますが、分割は不可でしょうか。</p>	<p>分割はできません。</p> <p>(宮城県広報紙「みやぎ県政だより」広告作成業務仕様書第4(3)イ、ロに記載のとおり)</p>
3	<p>入札書記載について</p> <p>入札書記載金額は年間総額の税抜でお間違いありませんでしょうか。また、保証金は0円など記載が必要でしょうか。</p>	<p>入札書に記載する入札金額は、契約金額（年間総額）の税抜金額です。（入札公告6（4）に記載のとおり）</p> <p>入札保証金については、「免除」と記載すること。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、財務規則第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがあります。（入札説明書6に記載のとおり）</p>
4	<p>委任状について</p> <p>郵送入札の場合、委任状は提出不要という認識でお間違いありませんでしょうか。</p>	<p>郵送により入札書を提出する場合は、委任状は不要です。（入札説明書5（3）に記載のとおり）</p>